

松江市農業委員会告示第 12 号

共有者不明農用地等に係る公示

下記共有者不明農用地等は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第21条の2第2項による探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第21条の3の規定に基づき定めようとする農用地利用集積計画と併せて公示する。

令和 3 年 8 月 31 日

松江市農業委員会会長



記

1 共有者不明農用地等の所在等

| 共有者不明農地の所在・地番     | 地目 | 面積 (㎡) | 設定しようとする権利の種類 | 内容 | 始期     | 存続期間 | 借賃 (kg)    | 借賃の相手方 | 方法  |
|-------------------|----|--------|---------------|----|--------|------|------------|--------|---|
| 美保関町千酌<br>379 番 4 | 田  | 1,590  | 農地中間管理権(賃借権)  | 水田 | R4.3.1 | 10 年 | 玄米<br>48kg | 島根春恵   | 毎年 11 月末日までに転借人が直接利用権を設定する者に支払う。<br>但し、第1回目の支払いは令和 4 年 11 月末日までとする。 |

- この公示は、共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。
  - 申出を行う者の氏名・住所(法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)
  - 当該農用地の所在、地番、地目、面積
  - 当該申出の趣旨
- 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して6か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。